

「ミライのヘルスケア活動サポート事業業務委託」 仕様書

1 業務名称

ミライのヘルスケア活動サポート事業業務委託

2 業務目的

大阪ヘルスケアパビリオンでは、産学官民一体となり、いのちや健康の観点から未来社会のモデルを世界に向けて発信する取組みを、レガシーとして後世に継承することで、「大阪の成長と発展」及び「いのち輝く幸せな暮らし」の実現に向けて貢献することを目指している。

本事業は、大阪ヘルスケアパビリオンでのリボーン体験により、健康に対する意識が高まった来館者の健康増進活動を支援し、ひいては、社会全体の健康増進につなげるため、会期中にパビリオンで提供する、「日常的に容易に健康情報を把握でき、パーソナライズされたヘルスケアを受けられる」といった体験の仕組みそのものを民間事業者の自立的な運営のもと継続的に実施することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

4 業務内容

(1) 事業主体

本事業の実施主体は受託者とする。

(2) 事業内容

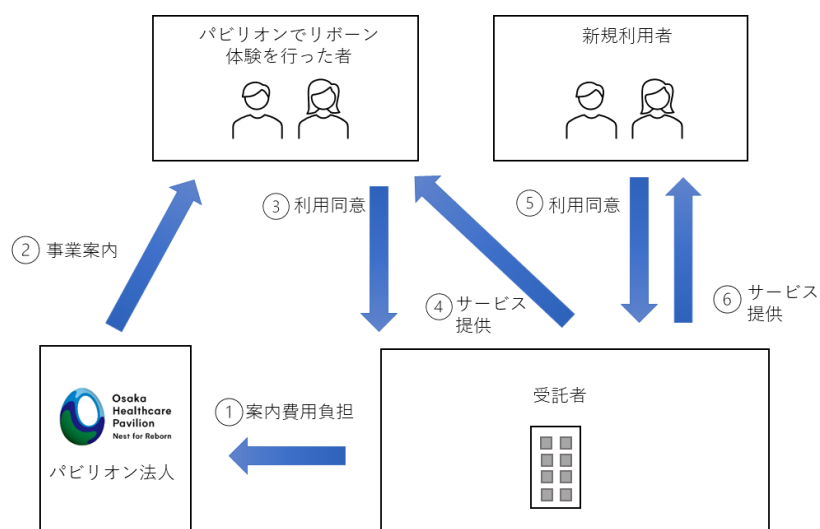
会期中にパビリオンで提供する、「日常的に容易に健康情報を把握でき、パーソナライズされたヘルスケアを受けられる」といった体験の仕組みそのものを実装する。

(3) 本事業によるサービス提供対象者

以下の条件を満たす個人

- (I) 大阪ヘルスケアパビリオン公式アプリ（以下「公式アプリ」という。）をダウンロードしてパビリオンのリボーン体験を行った者の内、本事業への利用を希望した者
- (II) 受託者が新たに獲得した本事業の利用者（以下「新規利用者」という。）

(4) 本事業の基本スキーム



(I) パビリオンでリボーン体験を行った者（公式アプリを保持する者）

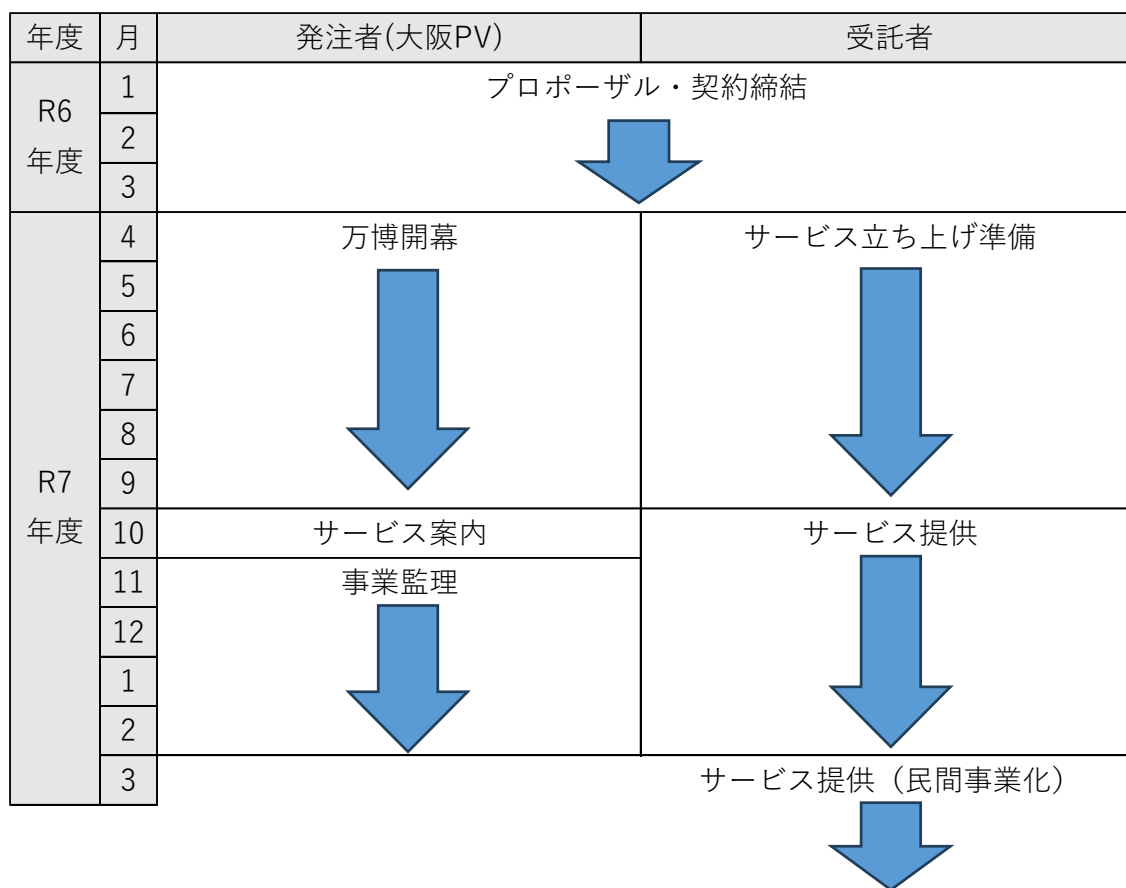
- ① 事業案内プロセス（上図②）に要する費用について、受託者が負担する。
- ② 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン（以下「パビリオン法人」という。）が、公式アプリを保持する者に対して、本事業の案内を行う。（公式アプリのお知らせ機能を利用する想定）
- ③ 本事業の利用を希望する方は、本事業への利用同意を行う。
- ④ 本事業利用者に対して、サービスを提供する。

(II) 新規利用者

- ⑤ 新規利用者は、本事業への利用同意を行う。
- ⑥ 本事業利用者に対して、サービスを提供する。

(5) スケジュール

事業実施期間（予定）…令和7年3月から令和8年2月末まで



5 収入及び費用

(1) 収入

受託者は、本事業により収入を得ることが認められる。ただし、本事業契約期間において、本事業に関連して収入を得ようとする場合は、その手法や収入額の見込み等について事前に発注者と協議し、承認を得ること。

(2) 費用

本事業は、受託者の負担によるサービスの立ち上げ及び本事業期間終了後においてもサービス提供を自立的に継続することを前提としており、本事業に必要となる一切の費用については、受託者が負担する。また、サービス案内に要する費用（公式アプリを使った案内を行うために、公式アプリの所有者である TIS 株式会社への委託に要する費用）についても、受託者の負担とする。

6 企画提案書

以下の内容を含んだうえで、応募者の強みを生かした提案とすること。

- 健康情報を活用したヘルスケアの市場動向分析と今後の見通し
- 事業の立ち上げスケジュール及び事業期間終了後の自立的な事業継続に向けたロードマップ
- 本事業において行うヘルスケアサービスの内容とビジネスモデル
 - 大阪ヘルスケアパビリオンが来館者に提供する“アプリとカラダ測定ポッドを使った負担のない健康情報の把握体験”を、どのような形で継承・発展させるのかについて、提案に含むこと。（パビリオン法人が制作するアプリ及びカラダ測定ポッドの詳細については、仕様書別紙：リボーン体験説明資料を参照のこと）
 - 健康寿命の延伸や生活の質（QOL）の向上に役立つこと
 - 広く利用者の獲得が期待できること
 - 最新の情報技術等を活用した利用者の利便性
- 事業・サービスの将来像と実現性
- 利用者数見込（事業開始から最低5か年の推移）
- 事業継続を踏まえた収支計画及び資金計画とその実現性
- 事業実施にあたって十分な組織体制、業務責任者
- 利用者獲得のための広報・マーケティング計画
- 利用者の離脱を防ぐための対策
- 利用者に対する窓口体制
- 個人情報の取扱いに係る方針と管理体制
- 情報セキュリティに関する対応策
- 健康等情報の取扱いに関する点検・改善の仕組の有無
- 関連する事業の実施実績

7 実施報告

本事業の契約期間中においては、最低月1回の事業進捗報告を発注者に対して行うこと。最終報告の際には、これまでの実績とそれを踏まえた今後の事業計画について改めて報告を行い、発注者の質疑の場を設けること。

また、発注者から報告を求められた場合は、速やかに該当事項に関する報告を行うこと。

8 契約期間後について

契約期間終了後は、本事業に関する進捗状況を少なくとも年1回以上は公表すること。

また事業内容に関して大幅な変更がある場合は、受託者は速やかに大阪パビリオン法人ないしその権益を引き継ぐものへ報告行わなければならない。

9 業務実施にあたっての留意事項

(1) 業務実施体制

- ア 受託者は、本業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験を有する業務責任者を配置すること。当該業務責任者は、発注者との調整を行い、関連する会議や打合せ等に参加し、取りまとめを行うこと。また、業務責任者は、やむを得ない状況を除き、契約期間中の変更を認めない。
- イ 一般向け問い合わせ窓口を設置し、利用者のみでなく、当該事業に関心を持つ者からの問い合わせに対応できる体制を保持すること。

(2) 業務計画

- ア 受託者は、業務の開始にあたっては、本業務の実施における具体的な業務工程表を業務開始までに提出するとともに、適宜、更新のうえ提出すること。また、本業務における契約締結後、速やかに業務に着手し、業務工程表に従い完了させること。
- イ 本業務の契約期間終了時に、受託者において自立的に事業を実施するにあたっての事業計画を改めて提出すること。

(3) 本業務にかかる発注者との打ち合わせ

業務期間中、随時発注者と緊密に連絡をとりながら進め、その監督を受けなければならない。

(4) 本業務にかかわる実施内容

業務期間中、本業務の実施にあたっては、発注者と協議の場を設け、より良い事業・サービス内容が提供できるように努めること。

(5) 一括再委託等の禁止

- ア 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受託者はこれを再委託することはできない。
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- イ 受託者は、コピー、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ウ 受託者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により事前に発注者の承諾を得なければならない。
- エ 受託者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) 秘密の保持

- ア 受託者は、業務遂行上知り得た秘密は、契約期間中はもとより契約期間後においても第三者に漏らしてはならない。

イ 受託者は、提供された資料を本業務以外の目的には仕様しないこと。また、第三者への提供は、閲覧・複写・貸出棟方法の如何を問わず行わないこと。

ウ 本業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じなければならない。

エ 受託者は、本業務の遂行に伴い、取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。また、自己の業務従事者その他関係人（再委託等の相手方を含む）について、これらの義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(7) 成果品の著作権等の取扱い

業務の成果品（プログラム、ドキュメント、各種計画等の著作物を含む。）に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、受託者に帰属するものとする。ただし、成果品にこの契約の前から発注者が著作権を有するもの又は第三者が権利を有するパッケージプログラム（無償提供のもの、いわゆるフリーソフトを含む。）の著作権は、発注者又は当該第三者に留保されるものとする。

(8) 業務の中止について

本委託業務契約期間中のサービス提供中止（事業中止）は認めない。

(9) その他

ア 業務実施期間中において、受託者が新たに企画提案し、その内容が業務目的の達成に資すると判断された場合には、発注者と調整を行った上で、追加することができる。

イ パビリオン法人では、障がいの有無に関わらず誰もが心身豊かで快適に暮らしやすい未来社会の創造を目指しており、受託者においても障害者雇用促進法に基づく障害者の雇用を推進すること。また、本業務委託契約締結年の7月31日までに、当該年度6月1日現在の障害者雇用状況報告書の写しを発注者に提出すること。（従業員数が40人未満の企業については、任意様式にて提出すること。）

ウ 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。

エ 契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、双方で協議のうえ決定すること。